

# 第9期地域協議会委員の公募等について

## 地域協議会の役割

地域自治区に関する市の施策や、地域自治区住民と市の協働に関する事項審議など（月1回程度）

### （地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書）

第6条 地方自治法第202条の5に規定する地域協議会は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるものにつき、石狩市長が住民の多様な意見が適切に反映されるように配慮して選任する15人以内の委員をもって組織する。

応募資格  
任期  
報酬

**区内に居住する**満18歳以上の方※高校生は除く  
令和3年10月1日から令和5年9月30日まで（2年間）  
報酬と交通費を支給9月30日まで

選考種別

1号—団体推薦（9名程度）  
団体へ依頼

2号—識見者（3名程度）  
個人へ依頼

3号—一般公募（3名程度）  
広報8月号で募集（レポートの提出）

これまでの例)

自治会連合会、JA北石狩、石狩湾漁協  
商工会、観光協会、自治婦人会、わかもん会  
民生委員連合協議会

これまでの例)

元区長、学校長

※ 女性登用にも配慮が必要（石狩市審議会等委員への女性登用促進要綱）